

また国連とか世界銀行からの、てこ入れについて目下交渉中である。

日本に対する I C I P E からの要請

I C I P E の経済大国日本に対する期待は大きく、さきほど Od h i a m b o 所長から次のような要請があった。

1. I C I P E がその研究プログラムを遂行できるよう財政的援助を要請する。さし当って次の 2 年間に 6 5,0 0 0 ケニヤポンド(約 6,5 0 0 万円)の援助を得たい。
2. 年度 7,3 5 5 ケニヤポンド(約 7 3 5 万円)の研究費をつけた研究員の派遣を希望する。
3. 研究上必要な諸器具の寄贈を要請する。たとえば、電子顕微鏡、N M R、I R および U V、オシロスコープ、光学顕微鏡、小型電子計算機、写真関係器具一式、圃場用運搬車等。

8-59

総学庶第 1696 号 昭和 46 年 11 月 9 日

内閣総理大臣 佐 藤 栄 作 殿

日本学術会議会長 江 上 不二夫

(写送付先: 科学技術庁長官、環境庁長官、大蔵、文部、厚生、農林、運輸および建設各大臣)

自然保護法の制定について(勧告)

標記のことについて、本会議第 59 回総会の議に基づき、下記のとおり勧告します。

記

本会議はすでに昭和 40 年 10 月、第 44 回総会の議を経て、わが国の自然保護の緊急性を指摘し、要すれば自然保護法のごときものの制定さるべきことを勧告した。

近年公害の激化に伴い、公害に関する諸法律が制定され環境庁も設けられたが、自然の破壊、人間の環境の悪化が現在もなお進みつつあることは憂慮に堪えない。

一方、民間自然保護関係諸団体によって「自然保護憲章」の検討が進められ、その実現について強い要望が出ており、また各地方公共団体において、自然保護に関する諸条例の制定が進み、すでに北海道をはじめ、多くの地域において、これが実施にうつされている。これらに対応して、国の自然保護法の制定が望まれている。

ここに本会議は、改めて、自然保護法の早急な制定を勧告する。

なおその内容について、別添資料にのべられた諸点に特に留意されることを要望する。

<別添資料>

自然保護法の内容について

そもそも、自然を人間に対立するものと考えることは誤りであって、人間は自然とは隔絶できないもので、自然の破壊は人類の生存自体を脅かすものである。この観点から、自然保護法は、消極的に、自然の破壊を防ぐという考えに止まらず、住民の生存と生活を守るために、よりよい自然環境をつくり出して行く、という観点から自然を把握する必要があり、その精神で貫ぬかなければならぬ。

自然保護法は、一方では、政府の責任を明らかにし、自然保護、環境保全の実をあげることを目途とするとともに、他方、地方公共団体あるいは民間団体等の自主的な努力に対してはこれと協力して、相互に任務を分担し成果をあげることを期待する。

#### 自然保護法に取り入れられるべき諸事項

##### (1) 自然を保護し、環境を保全するための区域の設定について

自然を保護することに関連し、従来、国立公園、国定公園、特別保護地域、禁猟区、鳥獣保護区、天然記念物、その他都道府県立自然公園等種々の区分があり、また近く、新全国総合開発計画とも関連して、全国を、大規模工業地区、大都市、中都市、レクリエーション地域等に区分することも決定している。

これらの区域区分規準の他に、ひろく動植物、地形、地質等を含めての学術的な観点、あるいは一貫した生態系保護の観点、自然景観保全の観点、鳥獣繁殖動態の観点（狩猟区の設定など）—あるいは人間生活への直接、間接の影響等の規準をたてて、区分を考えそれに応じて管理の体系を樹立すべきである。

##### (2) 自然保護教育について

国民の一人一人が、自然保護、環境の保全について正しい認識をもつことが必要であることは言うまでもない。自然保護法には、そのため必要措置が盛り込まれなければならぬ。小中高一貫して自然保護に関する教育が推進されると共に、高等教育における研究・教育の充実が保証されなければならない。

##### (3) 自然保護管理技術者の量の確保、資質の向上ならびに権限の強化について

従来の自然保護に関する法律は、政府の縦割り行政の影響を受けて、種々の問題を生じている。これを是正するためには、それら行政の総合調整が必要であり、その点については先の勧告でも触れたが、一方、これら諸法律が実効をあげ得ない重大な理由として、自然保護管理技術者の量の不足、資質の不十分さならびに権限の弱さがあると言われている。この点の是正が必要である。

##### (4) 罰則の制定、復元の義務ならびに補償について

従来、自然保護に関する諸法律の侵犯に対する法的制裁は十分でない。自然保護法制定の上は、その侵犯については、厳しくこれに臨む態度が必要であり、場合によっては、復元の義務を課すこと必要である。

なお、法を守らせるためには、一方では補償の必要があり、そのための予算の獲得が保証されなければならない。

##### (5) 審議会について

わが国の審議会は、ややもすれば、行政の立場に影響されることが多い。自然保護法に基づいて設置される審議会は権威と権限がなければならぬ。そのためには、委員会の構成も、学識経験者に加えて、自然保護管理技術者、地方の民間経験者等も専任され、その審議についても、一般国民の意見が十分に反映するようなものでなくてはならない。

審議会は、(1)にのべた自然保護地区の設定、その他法の基本的運営につき意見をのべる。

#### (6) 自然保護の研究・調査について

上記審議会の諸決定に際し、研究調査を要する事項が多い。大学および各省庁の研究所の研究成果を、総合的に取入れることを保証しなければならぬ。なお、それが不十分な場合が予想されるので、必要の場合は、独立の自然保護研究所のごときもの、あるいは調査研究の全国的統一機関を設立する。

付記 上記保護地区の設定等に關し、その分担、その他につき、国は十分に地方公共団体と協議すると共に、必要とする賠償、補償その他の経費についても十分配意すること。

8-60

総学庶第1687号 昭和46年11月9日

内閣総理大臣 佐藤栄作 殿

日本学術会議会長 江上不二夫

(写送付先：総理府総務長官、大蔵および厚生  
大臣)

#### 原水爆被災資料の基礎調査について（勧告）

標記のことについて、本会議第59回総会の議に基づき、下記のとおり勧告します。

記

政府は、原水爆被災資料基礎調査の一環として、昭和50年の国勢調査の際に、原水爆被爆者についての附帯調査を実施されたい。

なお、その調査の方法、内容などについては、本会議の意見を徴されたい。

#### （理由）

日本学術会議は、さきに原水爆被災資料の散逸防止と収集保存について、政府が緊急に措置されるように、かつ、その一環として、昭和45年の国勢調査の際に、広島・長崎における被爆者についての附帯調査を行なうことにも留意されるよう要望し（昭和43年5月17日付），さらに続けて、原水爆被災資料収集のための、包括的かつ体系的基礎調査についても早急に配慮されるよう要望した（昭和43年11月15日付）。

しかるに、本会議をはじめ各方面からの要望にもかかわらず、昭和45年の国勢調査に際しては、被爆者に関する附帯調査が実施されなかつことはきわめて遺憾である。

従来、国勢調査に対する附帯調査として、被爆者に関する全国調査が行なわれたのは、昭和25年であり、次期国勢調査は、それに満25年を経過しているものであつて、この際、改めて全国調査を行なうことは、先の調査結果を活用するうえからも、次期世代にわたる影響の研究のためにも統計的にきわめて重要であり、将来のため是非これを実施する必要がある。

人類史上、未曾有の悲惨事たる原水爆のすがたを明らかにし、被爆者の援護と世界平和に寄与することの重要性にもかんがみて昭和50年の国勢調査に際して、附帯調査として被爆者に関する調査を行なわれるよう強く要望する次第である。